第１回懇談会でいただいたご意見の概要

項目	ご意見の概要
見える化 （全般）	〇第１に、情報開示の目的、すなわち加入者のための見える化であるという趣旨を法令上明確にするとともに、ウェブサイトにも明記していただきたい。また、目的外利用の防止について、法令に規定を設けることやウェブサイト上に説明を掲載するといった方策をお願いしたい。企業年金としては、目的外利用による弊害の防止に向けた工夫をお願いしたい。 　第２に、開示情報への加入者等の適切な理解を促すため、ウェブサイトでは項目ごとに十分な説明や注釈を加えるとともに、事業主や加入者等がよりよい運用を目指す上での適切な使い方、第三者が使う場合の留意点などについて解説することが必要と考える。 　最後に、今回の情報開示に当たっては、企業年金の負担が最小限となるように実情を踏まえた慎重な検討をお願いしたい。また、システム対応等の準備期間についても十分に配慮いただきたい。 〇開示情報の利用の仕方を具体的に例示するなどできるとよい。 〇施行後の評価と改善として、サイトの活用状況や現場の実態把握などを通じて、改善のサイクルをまわしていくべき。 〇公開された情報をどういう目的で使うのか、枠をはめるのには難しい部分もある。 〇情報開示を強化していく中で財政運営の健全性に資するようにする必要がある。 （⇒　情報の利用者が趣旨・目的を十分に理解した上で活用できるよう、web サイトの構築の際には、説明や注釈を丁寧に付すなど留意。企業年金の負担にも配慮しつつ、早めの情報提供・丁寧な周知を行う。）

項目	ご意見の概要
見える化（DB/DC）	○企業年金を運営する母体企業の労使合意に基づいて決定された人事・報酬戦略や労働条件が推測される情報（掛金相当額、給付総額、掛金拠出状況（標準掛金、特別掛金等））については開示すべきではない。 ○他社との比較を通じてよりよい企業年金の運営につなげていくという趣旨を踏まえると、企業年金も人事・報酬戦略など労働条件の一部でもあり、労働条件に関わる、関わらない、報酬戦略に関わる、関わらないという線引きは難しいようにも思う。 ○特に、拠出・給付といったようなところは、加入者目線に立てば知りたい情報なのかと感じた。労働条件だからといって慎重にしすぎて開示しないということにつながらないようにしてほしい。 ○加入者にとって何が利益かという視点は大事。あわせて、長期的に制度の持続性、制度側の負担も考えて、開示のバランスを考えていくことが大事。 ⇒　制度の運営実態の理解を促進することや加入者が制度間の比較をする上での有用性等も考慮し、制度の基礎的な情報について開示の対象とする方向で整理を進める。

項目	ご意見の概要
見える化 （DB）	○基金や企業によって任意に補足説明等を入力できるようなコメント欄を設けるべき。 ○施行に当たっては、特に運営改善を担う企業への周知も考慮すべき。 ○DB の資産運用状況における「専門資格を有している者の有無」に関し、できれば国から何らか提示するほうが安心にはつながるようにも思う。 （⇒　補足説明等のためのコメント欄を設けるなど利便性を考慮して設計を行うことを検討。施行に当たっては丁寧な周知を行う。 「専門資格を有している者の有無」における専門資格について、記載に当たっての例示を示す等の対応を検討。）

項目	ご意見の概要
見える化（DC）	○投資教育の実施状況、運営管理機関評価の実施の状況、加入者ウェブサイトへのアクセスの年間件数、スイッチング・配分変更の年間件数、運用商品の信託報酬・運用利回り・ベンチマークを開示項目として追加すべき。 ○見える化の取組と合わせて、運営管理機関のユニバースについて、中小の加入者規模の事業主でも比較検討できるような形のサイトにしていただきたい。 ○事業主の投資教育の状況等について、ぜひなんらかの方法で活用を検討いただきたい。 ○事業主単位で開示する場合、例えば総合型 DC 年金を構成する中小企業の労働条件まで開示されることにつながるため、非開示となる対象者の人数の要件を見直していただきたい。 ⇒事業主の投資教育の状況等について、情報の活用方法について引き続き検討。 運営管理機関の情報開示については、利便性の向上のための取組について引き続き検討。 中小企業に配慮した情報開示について、引き続き検討。

項目	ご意見の概要
適切な商品選択	○適切な商品選択に向けた取組のためのガイドブックについて、内容はまとまっているが、周知に留まらず、各事業主に実際に行動してもらうよう、働きかけを行っていくべき。 ○継続投資教育も運営管理機関評価のところも実施したほうがいいと思っていてもできない場合、企業の担当者としては、行政からいい意味での圧、働きかけがあると、意味があるのでは、と思う。今回の事業主の報告の内容もクロスをかけるなど、分析していければよいのではないか。 ⇒　適切な商品選択に向けた取組のためのガイドブックの周知を含め、各事業主が実際に行動に移すことにつながるよう、継続投資教育の促進を図る。